

連載資料「新興工業国における雇用と社会保障政策」

第1回 トルコ

むら しみ かおる
村 上 薫

雇用・労働市場の状況
労働組合・組織，企業家団体
雇用・労働関係の法的枠組み
雇用変化に対応した社会保障改革
文献紹介

I 雇用・労働市場の状況

1. 統計事情

雇用状況に関する統計は，統計局をはじめ，いくつかの機関が集計・刊行している。

労働力統計

統計局（DİE）^{注1}が1988年から刊行している *Hanehalkı İşgücü Anketi* [世帯労働力調査] が，もっとも詳細である。統計局は，1980年代前半の単発的な調査を経て，87年からは国連開発計画（UNDP）の財政支援と国際労働機関（ILO）の技術支援を得て労働市場調査を行っており，世帯労働力調査は，その成果のひとつである。調査方法は6カ月ごとのサンプル調査であり，居住地の人口を基準として都市農村別にデータが出される。調査項目には経済活動人口の性別・年齢・教育水準，失業者数と失業期間，産業部門・職種別就労者，雇用上の地位などに加えて，就労場所（畑，事業所，野外，自宅など），事業所の規模，不完全就労者，短時間労働者（1週間の労働時間が40時間未満）といった，

インフォーマルセクターや非典型労働の規模を推測するうえで重要な項目が含まれている。

統計局が刊行する *Genel Nüfus Sayımı* [人口センサス] と *İmalat Sanayi İstatistikleri* [製造業統計] にも，労働力に関連する項目がある。統計局以外の機関も，労働力統計を刊行している。İş ve İşçi Bulma Kurumu [職業安定所] は，民間/公共部門，産業部門・職種別の求人数，求職者の性別・年齢・教育水準，失業期間などについて統計を発表している。後述するように，現行の社会保険制度は，Sosyal Sigortalar Kurumu [社会保険機構]，Bag-Kur [自営業者保険組合]，Emekli Sandığı [公務員保険組合] の3つの全国レベルの社会保険機関によって統括されている。これらの3機関では，それぞれの納付者・受給者の人数などを発表している。Çalışma Genel Müdürlüğü [労働社会保障省労働局] は，1985年から *Çalışma Hayatı İstatistikleri* [労働生活統計] を刊行している。これに含まれる項目は，締結された団体協約の数，ストライキ・ロックアウト数，産業部門別の労働組合数・組合員数，組織化された事業所の数などである。Devlet Personel Başkanlığı [人事院] では，中央・地方公務員および国营企業の従業員を対象とする *Kamu Personeli Anket Sonuçları* [公共部門雇用調査] を発表している。

賃金統計

統計局によって1950年代から細々ととられ続けてきたが、92年から UNDP の財政支援と ILO の技術支援を得て、鉱業・製造業・電気ガス水道部門を対象とした本格的なサンプル調査が実施された。その成果は1994年に *İstihdam ve Ücret Yapısı Anketi* [雇用賃金調査]、96年には *İstihdam ve Kazanç Anketi* [雇用稼得調査] として、統計局から刊行されている。このほか、上述の製造業統計などにも賃金データが含まれている。以上の労働力統計および賃金統計は、1993年に刊行が開始された *Çalışma İstatistikleri* [労働力統計] に、抜粋がまとめられている。

インフォーマルセクターの雇用を把握する試み

次項で述べるように、トルコでは1980年代に入って雇用の柔軟化が進み、また下請け（生産委託）関係の発達により未登録の雇用、すなわちインフォーマルセクターの雇用の拡大が起きているといわれる。以上に紹介した統計は、世帯労働力調査をのぞいてフルタイム労働者が実質的な対象であり、1980年代以降の労働市場の変化の実態を捕捉しきれていない可能性が高い。そのため統計局では、従来の統計的調査で捕捉されにくかった雇用の把握に乗りだしている。その成果のひとつは、ILO の児童労働撲滅プログラムの一環として労働社会保障省が実施した児童労働力調査（1994年に6～14歳人口、99年に6～17歳人口を対象に実施）の結果をまとめた、*Çocuk İşgücü* [児童労働力調査] のシリーズである。また筆者は未見だが、統計局は「都市部で個人の出資あるいは共同出資により設立され、納税していない、または簡易的な納税を行

う、従業員10人未満の、非農業部門の事業所」(kentsel yerlerde ferdi mülkiyet yada adi ortaklık şeklinde kurulmuş olan, vergi ödemeyen veya basit usulde vergi ödeyen, 10 kişiden az kişinin çalıştığı tarım-dışı işletmeler) をインフォーマルセクターと定義し、このカテゴリに入る事業所を対象とした雇用調査を2000年に実施した [DIE [統計局] g]。調査結果は、DIE [統計局] (2000) として刊行されている。

2. 雇用・労働市場

トルコでは1980年代から経済が自由化され、輸出指向型工業化が推進された。経済体制の転換にともない、輸出産業を中心として、コスト圧縮や柔軟な生産調整の必要性が生まれると、雇用の柔軟化が進行した。派遣・臨時雇用など、無期限契約のフルタイム雇用以外の雇用（非典型雇用）が拡大するとともに、生産委託（下請け）関係が発達する過程で、家内賃労働や零細工場の未登録の労働、すなわちインフォーマルセクターの労働の拡大がみられた。1980年代以降の労働市場で観察されるもうひとつの変化は、雇用の不安定化や失業の増加を背景として、家計補助を目的とする女性の労働参加が進んだことである。

雇用の柔軟化とインフォーマルセクターの拡大

上述のように徐々に整備が進められているとはいえ、トルコの統計は非典型雇用やインフォーマルセクターの雇用を十分には把握できていないため、これらの雇用の増加を統計的なデータで確認することには限界がある。唯一パートタイム労働は、世帯労働力調査によってその規模を知ることができる。表1は週の労働時間が30時間以下の労働者をパートタイム労働者とみ

表1 パートタイム労働者の雇用に占める割合（単位：％）

年	1990	2001	2002	2003	2004
全雇用に占めるパートタイム労働者	9.2	6.2	6.6	6.0	6.6
男性雇用に占めるパートタイム労働者	4.9	3.2	3.8	3.6	3.7
女性雇用に占めるパートタイム労働者	18.8	14.0	13.5	12.3	14.8
パートタイム労働者の女性比率	62.6	62.6	58.6	56.9	59.4

（出所）OECD（2005）。

（注）週の労働時間が30時間以下の労働者が対象。

なし、全労働者に占める割合を示したものである。これによれば、パートタイム労働は女性に集中しており、その点では先進諸国と同様の傾向を示している。しかし、全雇用に占める割合は1割未満であり、女性雇用に占める割合も2割に満たない。

派遣労働は1980年代に建設部門やアパレルなど製造業部門で広がり、現在ではこれに清掃などのサービス業部門が加わった。Petrol-İş（Türkiye Petrol Kimya Lastik İşçileri Sendikası）[石油労働組合連合]の調査によれば、労働者に占める派遣労働者の割合は、公共セクターでは1994年の11.3パーセントから97年に14.5パーセントに、また民間セクターでも10.1パーセントから11.3パーセントに拡大しているという[Çetik ve Akkaya 1999, 120]。

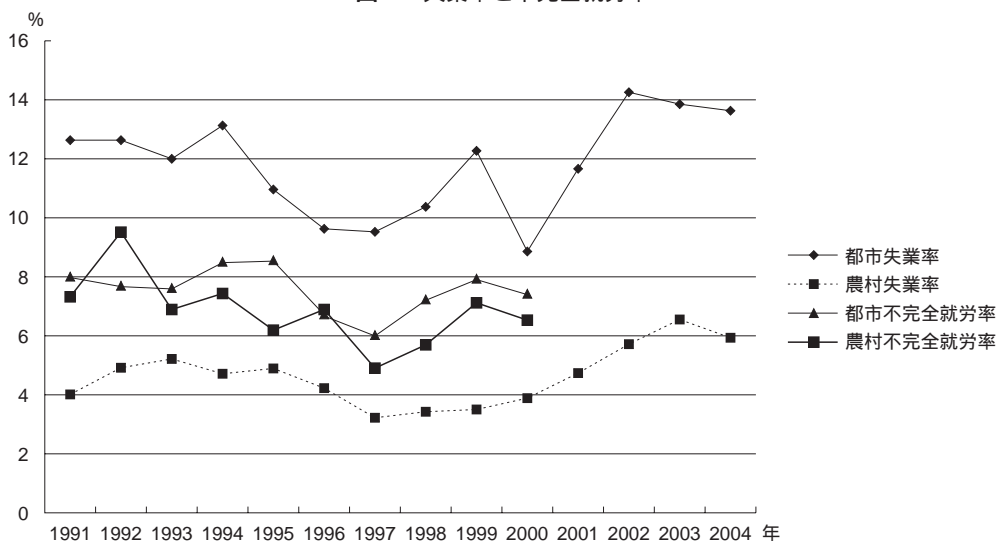
家内賃労働は以前からおもに女性の副業として存在してきたが、1980年代以降はアパレル産業など輸出産業における下請け関係の末端に位置する雇用として、おもに都市部の女性の間で広まった。部分的ではあるが、雇用の規模を示すデータとして、世帯労働力調査によれば、2003年に都市部（人口2万人以上）で就労する女性の6.7パーセントが家屋の中で働いており、その約6割が製造業部門の仕事に就いていた[DIE f]。

非典型雇用の拡大や下請け関係の発達は、インフォーマルセクターの拡大をもたらしたとされる。トルコでは、インフォーマルセクターは、雇用について、社会保険に未加入である、あるいは労働法によって守られていない状態を指すほか、雇用に限らず、企業の脱税から犯罪組織の麻薬売買まで含めた、経済分野における違法行為全般を指す。は英語の informal sector を enformal sektör（ないし enformal kesim）と音訳され、主に口語で用いられる。は、主に公文書や学術書での用法であり、kayıtdışı ekonomi [未登録経済]と意識されることが多い。いずれの場合も定義は多様であり、一定しない。たとえば統計局刊行のインフォーマルセクターについての論集 Bulutay（2000）では、各章の執筆者が異なる語を異なる定義で用いている。の用法で、社会保険の未加入者数を基準として採用し、インフォーマルセクターの雇用の規模を示すなら、2004年に全勤労働者に占める社会保険加入者の比率は54.5パーセントであった^{（注2）}。

失業と不完全就労

世帯労働力調査では、失業者の定義は、「調査月の月曜日から始まる最初の1週間に、仕事がなく、調査週から遡って3カ月以上求職活動を行っており、15日以内に就労が可能な15歳以

図1 失業率と不完全就労率



(出所) DiE c (各年) および DiE (2005) のデータを用いて筆者作成。

上の人口」であり、失業率は、失業者数/労働力人口である。不完全就労者は、「調査月の月曜日から始まる最初の1週間に、経済的な理由で就労時間が40時間以下であって、現在の仕事で、あるいは副業的な仕事に就くことで、より長時間働く意志のある者、および現在の仕事から得られる収入が少ない、または就いている仕事我希望する仕事ではないといった理由のために、仕事を変えたい、あるいは副業的な仕事に就きたいと希望している者」である [DiE c 2001]

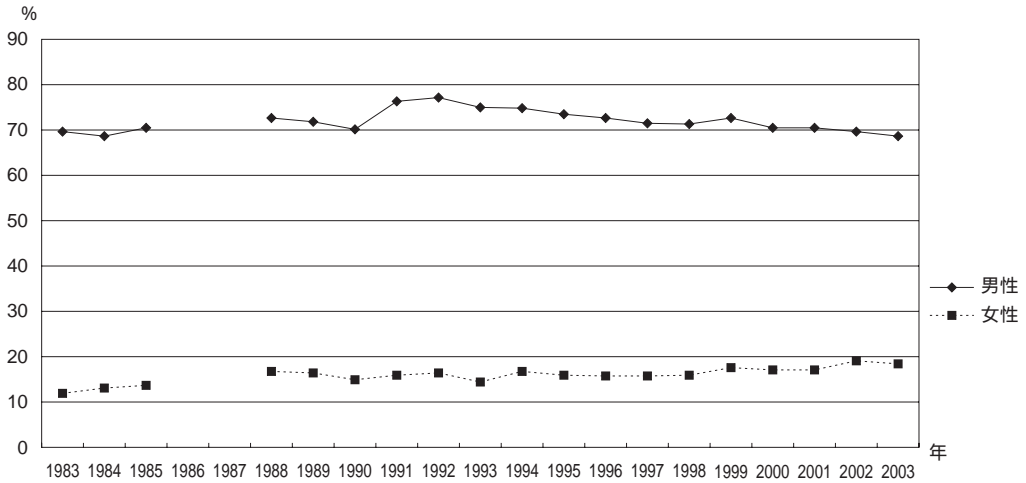
図1は1990年代以降の失業率と不完全就労率の推移を都市農村別に示したものである。この図から明らかなように、都市部のほうが農村部より失業率が高く、およそ10パーセント前後の水準にある。一方、不完全就労率は、農村部のほうが都市部よりも高い傾向にあり、都市部では失業が、農村では不完全就労が相対的に深刻といえる(図1)。教育水準・年齢階層別にみ

ると、2000年の失業率は高校以上の教育を受けた若年層(15歳~24歳)が21.7パーセントと、この年の全国平均の6.6パーセントを大きく上回っており、失業問題が学歴の比較的高い若者に集中していることがわかる [DiE c 2001]

女性の労働力化

トルコでは、女性の就労は教育水準の高い中上流階層出身者をのぞけば限られており、労働参加率は東南アジアやラテンアメリカの中進国と比較して低い水準にある。その理由として、家事と育児を妻・母である女性の役割とみなす近代的性分業の考え方や、女性が身内以外の男性と接触することを制限する伝統的な名誉概念に由来するジェンダー規範などがあげられる(注3)。女性の労働力化率はとりわけ都市部で低い。たとえば2000年の農村部の女性の労働力化率が38.2パーセントであるのにたいして、都市部では17.2パーセントであった(男性は農村部77.0パーセント、都市部70.7パーセント) [DiE c

図2 都市部の労働力化率



(出所) DiEc (各年), および DiEi (各年) のデータを用いて筆者作成。
 (注) 1990年までは12歳以上, 1991年以降は15歳以上が対象。

2001] 農村部で比較的労働参加率が高いのは、農業労働は家事の延長と捉えられ、ジェンダー規範との摩擦が少ないことに起因している。

だが、1980年代以降、経済自由化政策のもとでインフレにより実質賃金所得が減少し、また雇用が不安定化すると、都市下層を中心として、夫が一家の生計を支える従来の男性稼得型家族モデルの維持が困難になった。その結果、都市下層の間では、家計補助を目的として妻や娘が労働市場に押し出された。彼女たちを吸収したのがアパレル産業など労働集約的な製造業部門の下請け関係の末端に連なる零細工場の不熟練労働や家内賃労働であったといわれる。

図2に示したように、統計的なデータの上では、都市部の女性の労働力化率は1980年代以降、20年間に10ポイントというゆるやかなペースで上昇している。だが都市下層出身の女性が家計補助のために就く労働は、しばしば事業所や労働者自身が未登録のインフォーマルセクターの労働であり、また彼女たちの労働は家事の延長

とみなされやすく労働と認識されにくい。そのため、女性参加の拡大はこの図には反映されていない可能性が高い [村上 2005b]。

労働組合・組織、企業家団体

1. 労働組合・組織

現在、ナショナルセンターは Türk-İş [トルコ労働組合連合], DISK [革命的労働組合連合], および Hak-İş [正義労働組合連合] の3団体である。1952年に初のナショナルセンターとして結成された Türk-İş は、公共セクターの労働者を中心とし、穏健路線をとる。これに不満をもつ民間企業を中心とする急進的な労働者たちは1967年に DISK を結成し、組織労働者数では劣りながらも労働運動の先鋒に立った。Hak-İş は、イスラム主義政党の影響下にある労働者たちにより1972年に結成された。現在まで最大の団体は Türk-İş であり、1998年時点で組織労働者の73パーセントが所属している [Ansal et al. 2000,

64]

1961年憲法が初めて憲法レベルで労働三権を認めると、労働運動が活発化し、これは高度経済成長にも助けられて実質賃金の引き上げを実現させるなど、労働者に多くをもたらした。1960年～70年代は、Türk-İşのもとに組織された公共セクターに偏ったものではあったが、コーポラティスト的な政労使関係が成立した時期である。Türk-İşは、五カ年開発計画や社会保険制度、最低賃金の決定などにかかわる国の各種委員会に参加する機会を与えられ、また1978年には中道左派のエジェヴィット政権と、労働者の経営参加などを含む Toplumsal Anlaşma [社会協定] を結んだ [Makal 1998; Kutal 1998]。

しかし石油危機をきっかけに1970年代後半に経済が破綻すると、労働運動は激しさを増し、政治社会不安の要因のひとつもなった。政治的社会的混乱を收拾すべく1980年に軍がクーデターを起こすと、83年に民政移管されるまで、ストライキとロックアウトが禁止された。労働組合活動は事実上停止し、もっとも戦闘的な DİSK は閉鎖された (1991年に活動を再開)^{注4)}。

民政移管後に成立した中道右派の祖国党政権は、経済の自由化と規制緩和に踏み切った。以後、歴代の政権は、労働界にたいして、それまでのコーポラティスト的な協力関係を放棄することになる^{注5)}。法制度面では、後述するように1982年憲法体制下で、労働運動に抑制的な内容をもつ2821号労働組合法と2822号労働協約・ストライキ・ロックアウト法が制定された [Çetik ve Akkaya 1999, 132, 138]。

1980年代以降、経済自由化が進められるなかで、企業レベルでも競争力強化のため、労働組合つぶしが図られるようになる。組織率が50パ

ーセント以下であれば雇用主は労働協約の締結を免れるという条項を利用して、労働者に労働協約以上の労働条件を提示して組織化を妨げる、あるいは派遣労働者を増やすといった手段が講じられた。とりわけもともと組織率の高い公共セクターでは派遣労働者が積極的に導入され、労働者に占める派遣労働者の割合は、すでに述べたように1994年の11.3パーセントから97年には14.5パーセントまで拡大した [Çetik ve Akkaya 1999, 120]。公共セクターが積極的に派遣労働者を導入する背景には、民営化を控え、有利な売却を行う条件を整える必要があるという事情もある。

こうした状況にあって、労働組合の勢いはそれがつつあるように見える。表2は、Çetik ve Akkaya (1999) が、Petrol-İşのデータと労働社会保障省のデータを組み合わせることで1980～95年の組織率を計算したものである。労働社会保障省が発表する組合員数データは労組の申告に基づいているため実数を大幅に上回っているのに対して、Petrol-İşのデータは実勢により近いと考えられる。2種類のデータを組み合わせる計算した結果をみると、労働社会保障省の組合員数データを用いた場合 (/), 1980年から95年にかけて、組織率は増加傾向にある。しかし、Petrol-İşの組合員数データを用いると、分母の賃金労働者に Petrol-İşと労働社会保障省のデータのいずれを用いた場合も (/ および /), 組織率の減少を確認できる。一般に、組織率と労働者の権利は必ずしも比例しない。たとえばフランスでは、組織率は低いが、組織労働者以外の労働者にも労働協約が適用される。しかし、トルコでは組織率が低ければ労働協約そのものが結べないため、組織率の低下は労働

表2 労働組合の組織率

(単位:千人)

年	1980	1990	1991	1992	1993	1994	1995
全雇用(労)	18,523	19,946	19,452	19,959	19,905	20,396	21,378
賃金労働者(石)	4,695	6,083	5,818	6,100	6,347	6,507	6,435
賃金労働者(労)	n.d.	3,495	3,573	3,606	3,683	3,837	3,834
労働組合員(石)	1,049	1,463	1,432	1,365	1,280	1,181	1,081
労働組合員(労)	n.d.	1,921	2,076	2,192	2,341	2,609	2,660
/ (%)	22.3	24.0	24.6	22.3	20.1	18.1	16.8
/ (%)	-	54.9	58.1	60.8	63.5	68.0	69.3
/ (%)	-	40.9	40.0	37.8	34.7	30.7	28.2

(出所) Çetik ve Akkaya (1999, 98) のデータをもとに筆者作成。

(注)(石): Petrol-İş [石油労働組合連合] のデータ, (労): 労働社会保障省のデータ。Petrol-İş の賃金労働者データ()は公務員を含まない。

運動にとって深刻な問題である。

2004年現在, 労働社会保障省によれば組合数は96, 2005年1月現在の組合員数は280万人で, 組織率は58パーセントである [Çalışma ve Sosyal Güvenlik Bakanlığı [労働社会保障省]]。ただし, 同省が発表するデータは, 組合員数データは実勢より過大であり, また表2のPetrol-İşのデータとの比較からわかるように, 賃金労働者数は実勢より過小である可能性が高い。したがって, 実際の組織率は58パーセントよりも低いと推測される。

産業部門別では繊維と金属産業部門が, また公共/民間部門別では, 公共セクターの労組のプレゼンスが大きい。Petrol-İşのデータによれば, 労働組合員数は, 1980年に公共セクターで71万人, 民間セクターで34万人, 96年に公共セクターで66万人, 民間セクターで30万人であった。ただし, 組織率はいずれのセクターでも低下しており, 公共セクターで89パーセントから67パーセントへ, 民間セクターで24パーセントから10パーセントに減少している [Çetik ve Akkaya 1999, 100, 127]

2004年には, 労使の賃金などの交渉の結果, 1279の協約が結ばれ, 7913の職場, 32万5189人の労働者に適用された。また, 47の事業所で30件, 3557人の労働者がストライキを行い, 9万3161人・日の損失があった。さらに, 1件のロックアウトが801人の労働者に対して行われ, 2万826人・日の損失があった [Çalışma Genel Müdürlüğü [労働局] a]

2. 企業家団体

おもな企業家団体としては, 大企業主体でトルコ最大規模の民間経済団体である TÜSIAD (Türk Sanayicileri ve İşadamları Derneği) [トルコ産業者・企業家協会], および TOBB (Türkiye Odalar ve Borsalar Birliği) [トルコ商工会議所連合会] がある。労働問題を扱う経営者団体としては, TISK (Türkiye İşveren Sendikaları Konfederasyonu) [トルコ経営者団体連合会] がある。TISK には, 2004年現在51団体が加盟している [Çalışma Genel Müdürlüğü [労働局] a]

後でも述べるように, 1946年の団体法改正により団体結成の原則から「階級」条項が除外されると, 労働者の組織化が進み, 52年には初の

ナショナル・センター (Türk-İş) が結成されるに至った。他方、使用者側の組織化は地域的な動きにとどまり、低調だった。その理由として、労働者の組織化は進んだとはいえまだ規模は小さく、賃金をはじめとする労働条件を使用者側の裁量で決められたこと、また団体法は労使紛争に際して経営者団体に当局への意見陳述の権利しか認めないため、組織化する利点がなかったことなどがあげられる [Esin 1998, 239]

しかし1961年憲法が初めて憲法レベルで労働三権を認めると、イスタンブルで産別・地方別経営者団体の結成が進み、これを基盤にして翌62年に TISK が結成された。その後労働者の組織化がさらに進み、また労働運動が急進化すると、これに危機感を覚えた TISK は、労働組合側にたいして闘争的な姿勢を強めていく。使用者の中には団体交渉の手続きを無視する、あるいはストライキを妨害する動きが生まれ、これはより穏健な産別使用者団体を TISK から脱退させることになった [Esin 1998, 241]。とりわけ1971年の軍事介入後の戒厳令下 (1971~73年) では、TISK が率先してロックアウトを奨励し、全国でロックアウトの件数が急増した。この時期の TISK の姿勢は、団体交渉制度のもとで交渉力を強化するよりも、団体交渉制度にかえて政府を交えた三者協議による賃金決定システムの導入と、労働組合にたいする政府の統制強化を主張するというものであった [Bianchi 1984, 264-266]。1980年の軍事介入後、82年憲法に基づいて労働運動に抑制的な労働法制が導入された。しかし、TISK は労働組合側にたいして闘争的な姿勢を維持している [Esin 1998]

雇用・労働関係の法的枠組み

1. 労働法の整備

最初の労働法は1936年に制定され (3008号法)、その後71年に1475号労働法が制定された。1475号法は、家内労働者と農業賃金労働者など一部の例外を除き、労働契約に基づいて賃金支払いを受ける被雇用者をすべて「労働者」とみなし、また規模に関係なくすべての事業所に適用の対象とした。対象外とされる職種のうち、農業賃金労働者には、一部条項 (法定最低賃金と求人) のみ労働法が適用され、それ以外の労働条件については債務法が適用された。公務員、海員、および報道業務の従事者については、労働法とは別にそれぞれ労働条件が定められている。公務員法は、共和国建国 (1923年) 直後の26年に最初に制定され、65年に現行の657号公務員法が制定された。

2003年には、約30年ぶりに労働法制の大改正が行われ、4857号労働法が制定された。1980年代以降、トルコでは経済自由化政策のもとで、労働市場の柔軟化が進行し、臨時・派遣雇用など非典型雇用が普及した。だが1475号労働法は無期限労働契約によるフルタイム労働のみを想定するため、これらの新しい雇用形態は、フルタイム労働に準じるものとして規制を受けてきたパートタイム労働をのぞき、法的規制の外に置かれてきた^(注6)。新しい労働法は、労働市場の実態に即して、非典型雇用を制度化し、雇用の柔軟化を促進するものである。それと同時に、新しい労働法には、雇用の柔軟化が労働者にもたらす弊害を軽減するための労働者保護規定も盛り込まれた (詳細は表3を参照)。雇用の柔軟

表3 労働法改正のポイント

改正事項	改正の主な内容	性格
労働者配置転換（ödünç iş ilişkisi）の規制	グループ内企業の事業所なら雇用契約を維持したまま労働者の配置換えが可能。期限付き雇用契約の一種。期間は6カ月が上限，2回まで延長可。	雇用の柔軟化。
試用期間の延長	1カ月 2カ月。労働協約を結ぶ場合は3カ月 4カ月。	雇用の柔軟化。
期限付き雇用契約（belirli süreli hizmet sözleşmesi）の制度化	契約更新は禁止。更新された場合は，無期限雇用契約に移行とみなす。無期限雇用契約との差別待遇を禁止。	雇用の柔軟化。
パートタイム労働雇用契約（kısmi süreli çalışma）の制度化	「週の労働時間がフルタイムより一定程度短い労働」。賃金はフルタイム労働者に対する時間比。フルタイム労働者との差別待遇禁止。	雇用の柔軟化。
呼び出し労働（çağrı üzerine çalışma）の制度化	一定期間について労働時間と賃金を決め，雇用主はその範囲内で必要に応じて労働者を呼び出せる。呼び出さない場合も賃金を支払う。呼び出しは勤務日の4日以上前に。予め決めない場合，労働時間は1週間に20時間，1日に連続4時間以上。	雇用の柔軟化。内部労働雇用調整を促進し，パートタイム労働よりも雇用主に有利。
派遣労働の労働条件の明確化	派遣労働者の使用を，派遣先企業の本来の業務（asıl iş）ではない，副次的な業務（yardımcı iş）に限定。	労働者保護と雇用の柔軟化。
事業所所有者変更に伴う雇用の保護	旧法の賠償金支払い規定に加え，雇用契約の維持。ただし倒産による売却の場合をのぞく。	労働者保護。
労働時間短縮（kısa çalışma）の制度化	経済危機その他不可避の事情により操業時間を短縮ないし操業停止に至った場合，3カ月以内なら雇用保険で賃金保障が可。	解雇の防止。労働者・雇用主に共に有利。
雇用保障制度の拡充	4773号雇用保障法の雇用保障制度を拡充。従業員30人以上の事業所で6カ月以上勤務する労働者の無期限雇用契約を破棄する場合，正当な理由が必要。労働裁判所に起訴し勝訴した場合，職場復帰あるいは賠償金。	労働者保護。

（出所）筆者作成。

化を認めつつ，その弊害を軽減するという姿勢は，EU加盟を視野に入れて現在進められている法制度のEU標準化の流れに沿ったものといえる [Kaya n.d.]

2. 労働組合法・団体労働協約法

1924年憲法は協約・労働・集会・団体結成の権利を保障したが，36年に制定された労働法はストライキを禁じ，また38年の団体法は労働組合の結成を規制した。しかし，1946年に団体法が改正され，団体結成の原則から「階級」条項

が除外されると，47年に労働組合法が制定された。1960年の軍事介入後に制定された61年憲法は，リベラルな内容で知られるが，労働に関しても，憲法レベルで初めて労働三権を保障した。1961年憲法に基づいて，労働組合法，団体交渉・ストライキ・ロックアウト法，国家セクター労働組合法が制定された。1961年憲法は公務員にも労働三権を認めたが，公務員労働組合法（65年）は，公務員の団結権を制限した。

1980年の軍事クーデター後，ストライキとロ

ックアウトは禁じられ、労働組合活動は事実上停止した。1961年憲法にかわって制定された82年憲法は、労働三権を認めながらも、労働組合の政治活動を禁じるなど、労働組合運動に対して抑制的な性格をもった。新憲法に基づいて1983年に制定された2821号労働組合法と2822号労働協約・ストライキ・ロックアウト法は、いずれも労働組合運動に新たな制約を課すものとなった。2821号法では、それまで認められていた地域別・事業所別の組合結成が禁じられ、産別組合のみが認められた。2822号法では、産業部門全体で労働者の10パーセント、また事業所レベルでも労働者の50パーセント以上が、それぞれ組織されていることが、労働協約締結の条件とされた。また、チェックオフ協定を結べる労組数が、それまで最大4労組から、労働協約を結ぶことのできる労組（すなわち1労組）のみに限定された。これらはいずれも、少数の中道路線に労組がまとまることを狙ったもので、政府の労働運動に対する統制を容易にすることを目的としていた〔Çetik ve Akkaya 1999〕

2821号法および2822号法のこうした統制的な条項は、ILO から強い批判を受け、1988年にILO 総会を控えて一部が改正されたものの、十分ではないとしてその後もILO からの批判は続いた。労働法制をILO 標準にあわせることは、EU 加盟の条件のひとつでもある。そのため労働社会保障省は新しい労働組合法案と労働協約・ストライキ・ロックアウト法案の準備を進め、2005年末にまず労働組合法案を公開し、労働組合側に提示した。

雇用変化に対応した社会保障改革

トルコでは社会保障政策は、社会保険制度を柱とし、社会福祉は残余的な位置づけに置かれてきた^(注7)。社会保険制度は、すでにオスマン時代に軍人・公務員の年金制度や炭坑労働者を対象とする地域的な労災保険制度が存在したが、1936年の労働法により、より普遍的な社会保険制度のための法的基礎が築かれ、第2次世界大戦後、徐々に制度化が進んだ。さらに1961年憲法が社会権を明記すると、それまでの労働者保険から国民保険への脱皮と、保障内容の拡充が図られた。現行の社会保険制度は、労災・医療・老齢・母子・障害・死亡・雇用の各保険からなり、主要な社会保険機関は、労働者を対象とする社会保険機構、公務員保険組合、自営業者保険組合である^(注8)。

社会保険制度が整えられる一方、就労したことのない人や困窮者を救済するための公的扶助的な措置は、予算のなかでも社会改革の試みのなかでも重視されてこなかった。しかし、1980年代以降、社会保険に加入しないインフォーマルセクターの雇用者が増大すると、第1に保険料徴収困難による社会保険財政の破綻、第2には社会保険制度が適用されない人々の貧困問題の解決が、政策課題として浮上した^(注9)。次に述べるような1990年代以降の社会保険制度改革および公的扶助制度の整備は、こうした労働市場の構造変化に対応していたと考えられる。

1. 社会保険制度改革

社会保険機関の財政は、1980年代から次第に悪化し、90年代には破綻が明らかとなった。財政悪化の要因は、歴代政権によって 国家財政

赤字補填の安価な財源として利用されたこと、
 受給資格の緩和を始めとするばらまきの色彩の強い制度改変が行われたことに加え、インフォーマルセクターが拡大し、保険料納付者数が伸び悩んだことにある。

1999年の社会保険制度改革では、年金受給資格の厳格化などが実現した。改革には、雇用保険制度の導入も併せて盛り込まれたが、労働界はむしろそれを口実とする安易な解雇を懸念し、安全弁としての機能を認めなかった。ゼネストが繰り返される中、エジェヴィット政権は7年半ぶりの連立安定多数に頼んで法案を可決させた。エジェヴィット首相率いる民主左派党は労組を支持基盤としてきたが、労働界の強い反対を押し切ってまで改革を実現させた背景には、IMFの強い要請があった^(注10)。

また2006年4月には、社会保険制度の一本化と、普遍主義的医療保険制度の導入を柱とする改革法案がエルドアン公正発展党政権により議院に提出された。改革案のおもなポイントは、三大社会保険機関の統合による給付水準の一本化、年金受給資格のさらなる厳格化、社会保険未加入者からの医療保険料徴収、18歳未満への医療保険の無条件適用などである。改革案にたいしては、受給資格の厳格化に労働界が反対を表明しており、また保険料のみを財源とする普遍主義的医療保険制度の実効性を懸念する声もある^(注11)。両法案は、議会の過半数を占める与党議員の賛成により、ほとんど審議されないまま可決された。これにたいしてセゼル大統領は、受給資格を厳格化する措置が将来の受給者に対する公正さに欠けることなどを理由に、両法を議院に差し戻した。しかし、議会はこれらをほぼ無修正のまま再度可決し(5502号社会保障機

関法：Sosyal Güvenlik Kurumu Kanunu および5510号社会保険および普遍主義的医療保険法：Sosyal Sigortalar ve Genel Sağlık Sigortası Kanunu)、これによって2007年1月からの新制度への段階的な移行が決定した。

2004年現在の社会保険の加入者(保険料納付者・年金受給者・扶養家族の合計)は、人口の90.4パーセントである。しかしその内訳を見るなら、前述のようにインフォーマルセクターの拡大を背景として保険料納付者数が伸び悩んでおり、全勤労者に占める納付者の比率は54.5パーセントにとどまっている。こうした趨勢から、公的扶助制度の需要は今後さらに高まると予想される^(注12)。

2. 公的扶助制度の整備

1992年に社会保険未加入者のための医療費補助制度(「緑のカード」)が導入され、また各地方自治体による食料・燃料配給や無料食堂、家賃補助などの支援がはじまった。1990年代後半になると、普遍主義的な公的扶助制度である連帯基金の本格的な運用が開始された。

Yoksullukla Mücadele ve Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışmayı Teşvik Fonu [貧困との戦いと社会的相互扶助と連帯のための基金：以下、連帯基金と略] は、初の普遍主義的な公的扶助制度として、経済自由化を推進した中道右派の祖国党政権によって、1986年に導入された。導入の背景には、経済安定構造調整プログラムの適用による実質賃金の急落により所得格差が拡大し、世論の不満が高まった。そのため国政・地方選挙を控えて、貧困層への配慮が必要だったこと、折しも同プログラムの実施から7年が経ち、世銀・IMFの財政コントロールが緩和されたことがあるといわれる。連帯基金は、議

表4 連帯基金の運用実績（2004年）（農村支援・SRAP起業支援をのぞく）

		支給額 (1兆リラ)	支給額 ⁽³⁾ (1千万ドル)	受給者 (人)	受給者の 対人口比 ⁽⁴⁾ (%)	
定期的支援		158.6	11.7	n.d.	n.d.	
医療費補助	通常	499.6	37.0	5,967,657	8.3	
	SRAP枠	16.7	1.2	n.d.	n.d.	
学費補助	通常	送迎バス	99.1	7.3	574,000	0.8
		学用品	30.0	2.2	1,497,238	2.1
		奨学金 ⁽¹⁾	127.0	9.4	147,867	0.2
	SRAP枠	66.8	5.0	n.d.	n.d.	
特別補助	イスラムの祝日の 食料等配給		55.1	4.1	年平均100万世帯	----
	無料食堂		4.8	0.4	平均7万人	----
	その他		2.6	0.2	n.d.	n.d.
燃料補助		1,057,337トン	----	1,503,899世帯	8.5 ⁽²⁾	

（出所）Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışma Genel Müdürlüğü [連帯基金局] (n.d.) のデータに基づき筆者作成。

（注）連帯基金局ではホームページでも同様のデータを公表しているが [Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışma Genel Müdürlüğü [連帯基金局]] , 大きく数字の食い違う箇所が複数ある。

（1）2004-2005年度。

（2）対総世帯数比。総世帯数は1770万6000世帯（2003年） [DİE g]

（3）換算レートは1USドル=1,348,600トルコ・リラ（2004年） [DİE h]

（4）総人口は7178万9000人（2004年推計） [Sosyal Sigortalar Kurumu [社会保険機構]]

会の承認を得ずに政府が自由に用途を決められる財源として祖国党政権時代に設けられた基金制度に基づいている。そのため連帯基金は、導入された当初から政治的なばらまきの手段であると批判されてきた [Şenses 1999]。だが、貧困問題が深刻化した1990年代後半に、前出のエジェヴィット政権の民主左派党出身担当大臣の熱心な活動により、貧困救済策として本格的な運用が開始した [Bugra and Keyder 2003]

連帯基金制度は、社会保険制度の未登録者を対象とする。制度の柱は、日常生活支援を目的とする現物支給（食料・燃料・学用品）と医療費補助・学費補助など現金給付である（表4）。これに加えて、2002年からは世銀の支援で「社会的リスク削減プロジェクト」(Sosyal Riski

Azaltma Projesi : 以下、SRAP と略) が開始された。SRAP は中長期的な視点に立つ貧困対策であり、より選別的で経済的自立を目標とする。主な内容は、給付手続きの合理化（ミーンズテストの徹底など公正な受給者選定、受給者のデータベース作成など）、職業訓練や資金提供による起業支援、最貧層（人口の6パーセント）の乳幼児・児童・妊婦にターゲットを絞った保健医療・教育支援である（表5）。は学校・クリニックに定期的に行くことを条件とする、トルコで初めての条件付き支援で、母親を給付対象とする。ただし、連帯基金の給付に占めるSRAPの割合はまだ低く、ワークフェア的な条件の付かない従来型の現金現物給付の比重が依然として大きい。

表5 SRAP起業支援（開始時から2005年8月までの累積）

	プロジェクト数	支給額 (1兆リラ)	支給額 ⁽¹⁾ (1千万ドル)	受給者 (人)
所得創出	2,665	104.0	7.7	40,623
職業訓練	139	3.2	0.2	4,892
公益事業一時雇用	536	5.7	0.4	4,635
社会インフラ・サービス	1,253	18.6	1.4	159,078
コミュニティ開発	3	1.5	0.1	1,008

(出所) Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışma Genel Müdürlüğü [連帯基金局] (n.d.).

(注) (1) 換算レートは1USドル = 1,348,600トルコ・リラ (2004年) [Dieh].

文献紹介

1980年代以降、雇用の柔軟化とインフォーマルセクターの拡大が進行していると指摘される一方、上述したように統計的データの整備が途上であることから、こうした労働市場の動向に関する実態を踏まえた研究は立ち遅れている。

Ansal et al. (2000) は、労働市場が抱える問題として不完全就労と失業問題に焦点を当てる一方、雇用の柔軟化についてはパートタイム労働に短く言及するにとどまる。インフォーマルセクターの雇用に関する分析としては、統計局がILOの支援を得て実施している労働市場調査の結果に基づく Bulutay (2000) がある。

トルコでは社会政策は労働政策とほぼ同義に用いられることが多い。労働政策研究は、労働法、なかでも労働組合法に関する法制史的研究を中心としてきた。法制史的研究を代表するものとして、社会保険制度を含む労働法制の歴史的展開を概説した Talas (1992) がある。Gülmez (1991) は建国期の労働関係を扱う。共和国初期の党独裁体制期を扱う Makal (1999)、および複数政党制に移行する1946年から本格的な国家主導の開発が開始する63年まで

を扱う Makal (2002) は、労働法の発展と政治経済構造の変容は相互規定的な関係にあったという立場に立つ。Işklı (1994) は、欧米では労働運動が民主主義を勝ち取ったのにたいして、産業化と労働者階層の析出が遅れたトルコでは上からの民主化が労働運動を可能にし、労働運動が労働者に民主主義の概念を浸透させる役割を担ったと指摘する。

政策過程において労働組織を含む圧力団体が占める位置づけについては、Bianchi (1984) が1980年の軍事クーデター直前までの時期について多元主義とコーポラティズムの並存を指摘した。これにたいして Heper (1991) は、トルコの国家伝統は多元主義ともコーポラティズムとも相容れないと反論し、「国家であることの強度」(the degree of “stateness”) を分析概念として、トルコの事例は「強い国家」であることによって説明できると主張している。

労働政策と労働運動の展開については、1990年代の労使関係の展開を詳細なデータを提示しつつ概観した Çetek ve Akkaya (1999) がある。Cizre-Sakallıoğlu (1992) は、1960～70年代の労働組織と国家の関係について、リベラルな61年憲法のもとでネオコーポラティズムを基調としながらも、オスマン時代にさかのぼる庇護的国家

の伝統である国家コーポラティズムの要素を含みつつ展開したと指摘する。Cizre-Sakallıoğlu (1991) は、経済自由化が進められた1980年代には、労働組織と国家の関係はもはやネオコーポラティズムでも多元主義でもなく、労働運動を骨抜きにして政治的領域から排除しようという国家の意図によって形作られたとする。

トルコの社会保障制度の柱である社会保険制度に関する研究は、実践的な関心に立つ詳細な制度分析を中心としている。歴史的な発展を詳しく追ったものに、Fişek et al. (1998) がある。

労働法や社会保険制度など社会政策が発展する過程で労働組合がどれほどの影響力をもったかについては、労働運動の現場でも研究者の間でも意見が分かれ^(注13)。たとえば、Koray ve Topçuoğlu (1995) は、国家主導で社会経済開発が進められる状況では、労働者の諸権利は国家のパターナリズムによって実現したとする。また Başbug (1998) は、統制的な労働政策に示されるように社会政策が十分な社会権を保障していないこと、これはトルコの社会政策が社会的公正の実現よりも、社会の形成を目的とする介入であったことを示すと指摘する。一方、そうした側面を認めつつも、労働運動が権利の拡大に一定の役割を果たしたという見方もある^(注14)。上述の労働法の法制史的な研究は、こうした見方に立つものと考えられる。

制度発展の政治経済学的な分析が進んでいない点では、公的扶助制度も例外ではない。数少ない研究のひとつとして Şenses (1999) は、経済学者の立場から連帯基金制度の非効率性を指摘し、その原因を1986年当時の制度導入がそもそも困窮者の救済よりも選挙対策を目的としていたことに求めている。そのような批判を受

けつつも、1990年代後半以降、貧困問題が新たに社会問題化されるなかで、連帯基金は国民すべてを対象とする既存の唯一の公的扶助制度として、有効な活用が期待されている。Bugra and Keyder (2003) は、連帯基金制度を実効性のより高い制度に改善するために修正すべき点は何か、という関心に立って、実態調査の結果に考察を加えた政策提言的な研究である。

最後に、トルコの雇用と社会保障政策について研究するうえで有用なツールとして、労働法関係の用語事典である Avcı (1995)、調査研究・資料のピブリオである Koç ve Koç (1998) および Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı (2000) がある。法律の解説書は充実している。たとえば Güzel ve Okur (1999) は公的扶助を含む社会保障制度全般について関連法をとりあげ、解説している。これらの解説書は法改正とともに新版が出るので、最新版を入手したい。2004年には、社会政策に関する調査研究と政策提言の実施を目的として、ボアジチ大学に社会政策フォーラムが設置された。フォーラムでは Bugra や Keyder らが中心となって精力的に研究調査活動が行われており、その成果は Bogaziçi Üniversitesi Sosyal Politika Forumu [ボアジチ大学社会政策フォーラム] ウェブサイトからダウンロードできる。Kültür Bakanlığı ve Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı (1998) は労働問題に関する百科事典、電子ジャーナル *İş Gücü* [『労働力』] 誌は労働問題全般を扱う学術誌である。

(注1) 2005年の組織改編にともない、統計局の名称は Devlet İstatistik Enstitüsü (DİE) から Türkiye İstatistik Kurumu (TÜİK) に変更された。

(注2) 2004年の保険加入者数 [Sosyal Sigortalar Kurumu [社会保険機構]], および2003年の勤労者人口 [DIE f] から計算。

(注3) 女性の労働参加とジェンダー規範については、村上 (2005b) を参照。

(注4) 傘下の労組の一部は Türk-İş に参加し、その他は無所属となった。

(注5) その後もコーポラティスト的な制度として1995年に Ekonomik ve Sosyal Konsey [経済社会委員会] が内閣府の通達により設置された。しかし設置の理由は EU と関税同盟を結ぶためであり、ほとんど機能していない [Keppek 1998]。2000年に設置を定める法律が制定された。

(注6) 労働社会保障省は、柔軟な雇用のうちパートタイム労働のみは、労働法のフルタイム労働に関する基準を援用して対応する方針を示していた (2001年2月13日に同省の Gülistan Baykut 氏に対して筆者が行ったインタビューによる)。

(注7) 公的扶助を含む社会福祉の歴史的展開については、村上 (2005a) を参照。

(注8) 制度の歴史的展開と現行制度の詳細については、間 (1995)・村上 (2002) を参照。

(注9) トルコの研究者の間では、1990年代後半ごろから、貧困の質的变化を指摘し、公的扶助制度の整備を主張する議論が活発化した。議論の概要については、村上 (2006) を参照。

(注10) 改革の経緯については、村上 (2001) を参照。

(注11) 法案の詳しい内容と解説は DISK [革命的労働組合連合] ウェブサイト、普遍主義的医療保険の実効性については Bianet Bagmsız İletişim Ağı Online [独立通信ネットワークオンライン] ウェブサイトを参照。

(注12) 注2を参照。

(注13) 2002年9月にイスタンブールの DISK 事務局において Ergün İşeri 氏に筆者が行ったインタビュー。

(注14) 2001年2月にアンカラ大学政治経済学部の Yavuz Sabuncu 氏に筆者が行ったインタビュー。

文献リスト

< 日本語文献 >

間寧 1995. 「トルコ」田中浩編 『現代世界と福祉 国際比較研究』御茶の水書房。

村上薫 2001. 「トルコ / 社会保険制度とその改革」『アジア研ワールド・トレンド』第65号。

2002. 「連載資料 後発工業国における女性労働と社会政策 第1回トルコ」『アジア経済』第43巻第8号。

2005a. 「トルコの児童福祉 制度の展開と理念の変化」宇佐見耕一編 『新興工業国の社会福祉 最低生活保障と家族福祉』研究双書No. 548 日本貿易振興機構アジア経済研究所。

2005b. 「トルコの女性労働とナムス (性的名誉) 規範」加藤博編 『イスラームの性と文化』東京大学出版会。

2006. 「トルコの『新しい貧困』問題」『現代の中東』第41号。

< 外国語文献 >

(英語)

Bianchi, Robert 1984. *Interest Groups and Political Development in Turkey*. Princeton: Princeton University Press.

Boratav, Korkut and Metin Özugurlu 2006. "Social Policies and Distributional Dynamics in Turkey: 1923-2002." In *Social Policy in the Middle East: Economic, Political, and Gender Dynamics*. eds. Massoud Karshenas and Valentine M. Moghadam. New York: Palgrave Macmillan.

Bugra, Ayşe and Çağlar Keyder 2003. *New Poverty and the Changing Welfare Regime of Turkey*. Ankara: United Nations Development Programme.

Cizre-Sakallioğlu, Umit 1991. "Labour: The Battered Community." In *Strong State and Economic Interest Groups: The Post-1980 Turkish Experience*. ed. Metin Heper. Berlin and New York: De Gruyter.

1992. "Labour and State in Turkey." *Middle*

Eastern Studies Vol.28, No.4.

Heper, Metin 1991. "The State and Interest Groups with Special Reference to Turkey." In *Strong State and Economic Interest Groups: The Post-1980 Turkish Experience*. ed. Metin Heper. Berlin and New York: De Gruyter.

(トルコ語)

Ansal, Hacer, Suat Küçükçifçi, Özlem Onaran ve Benan Zeki Orbay 2000. *Türkiye Emek Piyasasının Yapısı ve İşsizlik* [トルコの労働市場の構造と失業]. Istanbul: Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı.

Avcı, Adnan 1995. *Ansiklopedik İş Mevzuatı Terimler-Tanımlar Sözlüğü* [労働法用語事典]. Istanbul: Alfa Basım Yayım Dağıtım.

Başgug, Aydın 1998. "Cumhuriyetin 75. Yılında Sosyal Hukukun Konumu" [共和国建国75周年における社会権関連法]. *Türkiye nin Gunlugu* No.52.

Bulutay, Tuncer (der.) 2000. *Enformal Kesim(I)* [インフォーマル部門]. Ankara: Başbakanlık Devlet İstatistik Enstitüsü.

Çetik, Mete ve Yüksel Akkaya 1999. *Türkiye de Endüstri İlişkileri* [トルコの労使関係]. Istanbul: Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı.

Esin, Pars 1998. "TISK (Türkiye İşveren Sendikaları Konfederasyonu)" [トルコ経営者団体連合会]. In *Türkiye Sendikacılık Ansiklopedisi*. Istanbul: Kültür Bakanlığı ve Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı.

Fişek, Gürhan, Şerife Türcan Özsuca ve Mehmet Ali Şugle 1998. *Sosyal Sigortalar Kurumu Tarihi: 1946-1996* [社会保険機構の歴史: 1946-1996年]. Istanbul: Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı.

Gülmez Mesut 1991. *Türkiyede Çalışma İlişkileri: 1936 Öncesi* (2.Bası) [トルコの労使関係: 1936年以前]. Ankara: Türkiye ve Orta Dogu Amme İdaresi Enstitüsü.

Güzel, Ali ve Ali Rıza Okur 1999. *Sosyal Güvenlik Hukuku* (Yenilenmiş 7.Bası) [社会保障関連法]. Istanbul:

Beta Basım Yayım Dağıtım.

İşikli, Alpaslan [hazırlayan] 1994. *Türkiye'de Sendikacılık Hareketleri içinde Demokrasi Kavramının Gelişimi* [トルコの労働組合運動における民主主義概念の発展]. Ankara: Kültür Bakanlığı.

Kepkep, Naci 1998. "Ekonomik ve Sosyal Konsey" [経済社会委員会] In *Türkiye Sendikacılık Ansiklopedisi* [トルコ労働百科事典]. Istanbul: Kültür Bakanlığı ve Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı.

Koç, Canan ve Yıldırım Koç 1998. *Türkiye Çalışma Yaşamı Kaynakçası* (2.basım) [トルコの労働生活に関する文献資料]. Ankara: Türkiye İşçi Sendikaları Konfederasyonu.

Koray, Meryem ve Alper Topçuoğlu 1995. *Sosyal Politika* (3.baskı) [社会政策]. Bursa: Ezgi Kitabevi Yayınları.

Kutal, Metin 1998. "Toplumsal Anlaşma [社会協定]" In *Türkiye Sendikacılık Ansiklopedisi* [トルコ労働百科事典]. Istanbul: Kültür Bakanlığı ve Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı.

Kültür Bakanlığı ve Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı 1998. *Türkiye Sendikacılık Ansiklopedisi* Cilt 1-3 [トルコ労働百科事典]. Istanbul: Kültür Bakanlığı ve Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı.

Lordoglu Kuvvet 1995. "Çalışma Hayatının Genel Görünümü 1980-1993" [労働生活の概観: 1980-1993年]. *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansiklopedisi* [共和国期トルコ百科事典] Cilt 11. Istanbul: İletişim Yayınları.

Makal, Ahmet 1998. "Korporatizm" [コーポラティズム]. In *Türkiye Sendikacılık Ansiklopedisi* [トルコ労働百科事典]. Istanbul: Kültür Bakanlığı ve Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı.

1999. *Türkiyede Tek Partli Dönemde Çalışma İlişkileri 1920-1946* [トルコ一党体制期の労使関係: 1920-1946年]. Ankara: İmge Kitabevi.

2002. *Türkiye de Çok Partili Dönemde Çalışma İlişkileri 1946-1963* [トルコ複数政党制期の労使関係]

係：1946-1963年]. Ankara: Imge Kitabevi.

Senses, Fikret 1999. “Yoksullukla Mücadele ve Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışmayı Teşvik Fonu” [貧困との戦いと社会的相互扶助と連帯のための基金]. *ODTÜ Gelişme Dergisi* 26 (3-4)

Talas, Cahit 1992 . *Türkiye'nin Açıklanamaz Sosyal Politika Tarihi* [解説トルコ社会政策史] Ankara: Bilgi Yayınevi.

Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı 2000. *Türkiyede Çalışma Yaşamı Bibliyografyası* [トルコの労働生活に関する文献一覧] Istanbul: Türkiye Ekonomik ve Toplumsal Tarih Vakfı.

<トルコ政府機関資料>

Çalışma Genel Müdürlüğü [労働社会保障省労働局] 各年 . *Çalışma Hayatı İstatistikleri* [労働生活統計] 各年版 .

Çalışma ve Sosyal Güvenlik Bakanlığı [労働社会保障省]1994・1999 . *Çocuk İşgücü* [児童労働力調査]

DİE (Devlet İstatistik Enstitüsü) [統計局] a 各年 . *Çalışma İstatistikleri* [労働力統計] 各年版 .

b 各年 . *Genel Nüfus Sayımı* [人口センサス] 各年版 .

c 各年 . *Hanehalkı İşgücü Anketi* [世帯労働力調査] 各年版 .

d 各年 . *İmalat Sanayi İstatistikleri* [製造業統計] 各年版 .

1994 . *İstihdam ve Ücret Yapısı Anketi* [雇用賃金調査] .

1996 . *İstihdam ve Kazanç Anketi* [雇用稼得調査] .

2000 . *Küçük ve Şirketleşmemiş İşyerlerinde İstihdam* [インフォーマルセクター雇用調査] .

2005. *Türkiye İstatistik Yılığ 2004* [トルコ統計年鑑] .

Devlet Personel Başkanlığı [人事院] 各年 . *Kamu Personeli Anket Sonuçları* [公共部門雇用調査] 各年版 .

Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışma Genel Müdürlüğü [連帯基金局] n.d. “Yoksullukla Mücadele ve Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışmayı Teşvik Fonu” [貧

困との戦いと社会的相互扶助と連帯のための基金]. Ankara: Başbakanlık Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışma Genel Müdürlüğü.

<インターネット>

(英語)

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) 2005. *OECD Employment Outlook* (<http://www.oecd.org/dataoecd/36/30/35024561.pdf> 2006年2月14日閲覧).

(トルコ語)

Bianet Bağımsız İletişim Ağı Online [独立通信ネットワークオンライン] (<http://www.bianet.org/2006/04/20/77976.htm> 2006年2月6日閲覧).

Bogaziçi Üniversitesi Sosyal Politika Forumu [ボアジチ大学社会政策フォーラム] (<http://www.spf.boun.edu.tr> 2006年2月6日閲覧).

Çalışma Genel Müdürlüğü [労働局] a .

(<http://www.calisma.gov.tr/istatistik/istatistik.htm> 2006年2月6日閲覧).

b . (http://www.calisma.gov.tr/istatistik/cgm/sendikasma_oranlari.htm 2006年2月6日閲覧).

Çalışma ve Sosyal Güvenlik Bakanlığı [労働社会保障省] (http://www.calisma.gov.tr/istatistik/cgm/sendikasma_oranlari.htm 2006年2月6日閲覧).

DİE (Devlet İstatistik Enstitüsü) [統計局] f. 世帯労働力調査 (<http://lmsnt.pub.die.gov.tr/dev60cgi/rwcg60.exe> 2006年4月30日閲覧).

g . インフォーマルセクター雇用調査

(http://www.tuik.gov.tr/Kitap.do?metod= KitapDetay&KT_ID=8&KITAP_ID=67 2006年7月26日閲覧).

h. (http://www.die.gov.tr/yillik/21_Para_Banka.pdf 2006年4月30日閲覧).

i. Hanehalkı İşgücü Anketi [世帯労働力調査] 各年版

(http://lmsnt.pub.die.gov.tr/die/plsql/lmwebtur.isgucudurum_var 2006年5月10日閲覧).

